

日時：平成26年9月25日（木）

午後1時30分から午後3時30分

場所：大阪市長居障がい者スポーツセンター2階講習室

山中障がい福祉課担当係長：（開会）

出海障がい者施策部長：（あいさつ）

山中係長：（出席者紹介、資料確認 他）

三田座長：こんにちは。ワーキングを何回か重ねてまいりましたが、今日、一応形になったものを皆さんと議論できるというのは、ちょっとほっとしているような。でも、ぜひいろんな委員からもまた意見をいただければなあと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。限られた時間ですので、テンポよくいければなあと思っていますので、ご協力をお願いします。

それでは、早速ですけれども、大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画素案の議題について、まず障がい者支援計画にあたる資料5-1、5-2の第1部、第2部を先にご議論いただき、その後、障がい福祉計画となる資料6の第3部と、巻末に添付予定の資料7の参考資料をまとめてご議論いただければと思っています。

次期「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画」の策定にあたっては、今年度の初めから本部会にワーキングを設置しまして、この中の何人かのメンバーの方と一緒に進めてまいりました。辻委員を座長として集まってきました。資料1に委員の皆さんの名簿が添付されていますが、○がついているのが、そのワーキングの委員だと思っています。本当に暑い中、長時間にわたりまして熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございます。お礼を申し上げたいと思います。

それでは、まず、ワーキング会議で取りまとめていただいた次期計画案のうち、資料5-1と5-2に基づいて、事務局から説明をお願いします。

【支援計画（第1部、第2部）について】

桑田障がい福祉課長代理：【資料5-2ほかに基づき、第1部、第2部を説明】

三田座長：ありがとうございます。ワーキング委員でない方は、もうついて行くのが精一杯という感じかもしれませんが、この後に、いろいろご質問・ご意見をいただければと思うのですが、その前にちょっと1、2分いただきまして、ワーキングの総括ということで、辻座長に代わりまして、代理でひと言お伝えできればなあと思っています。今、急ぎ大体ご紹介いただきましたように、たくさん線が入ったり、随分構成が変わったりということで、かなり大幅ないろいろな修正がありました。その背景

には、いろんな議論があったのですが、これは私の個人的な感想にもなりますけれども、たくさんやったワーキングの中で、各委員が共通していたのは、今、障がいをお持ちの方たちが置かれている状況というか支援ニーズが、その文章の中にもありましたけれど、複雑化、多様化している、そして、ある人たちに関しては非常に深刻な状況だということを念頭に置いて、ワーキングを進めてきたように思います。しかしながら、一方で、これは特に私の感想でもあるのですが、国の制度や法律もころころ変わっている中で、本当に果たしていい方向に行っているのだろうか、いろんな歪みですとか危うさを感じながら、大阪市の計画についての話し合いをしてきたような印象があります。ただ、そこには、権利条約とか、差別解消法とか、めざすべきものがまだあることの幸いと言いますか、そこを念頭に置いて、とにかくぶれないでいこうという風に、ワーキングの皆さんとはやってきたように思っています。そういう中で、特に遅れている部分、発達障がいの部分ですとか、あるいは、なかなか社会的入院が減らない精神障がい者の置かれている状況ですとかは、本当に明記することによって、大きな課題として共通認識を持つとうということになったと思います。なかなかまだご不満のある方もいらっしゃると思いますが、これだけの議論が行われたというのは、私はすごいことだなあと思っています。他の計画にもいくつか関わっておりますけれども、これだけ闘うワーキングってあるんだろうかというぐらい、絶対どちらも折れないんですよみたいな。本当にすごかったですね。前向きな闘いでよかったんですけども、また出てきますかというぐらい、いろいろと細かい、言葉一つをとってでも皆さんこだわったというのが、下手をするとこのよくわからない流れの中で、やはり障がいを持っている人は家族が抱えて頑張ってるねと、行政は見守ってるよみたいな風になるのは、私はとても嫌だったので、そういう意味では、それぞれの立場で皆さん本当に活発にいろんなご意見をいただいたことは、よかったかなあと思っています。それに付き合ってください福祉課の皆さんにも、まだ終わっていませんけれども、感謝申し上げます。それから、ワーキングの中で、さまざまな部署の方にもお越しいただいて、いろんな議論がまあまあできたかなあと思っています。まだ途中のものがいくつかあって、宿題だと私は思っていますけれども、特に防災のこととか、まちづくり、バリアフリーのことですね。日頃暮らしていらっしゃる当事者の方の思いからすると、非常に不安な要素があるかと思しますので、部署が違って一緒になって、これからいい方向に行ったらなあと思ったりしました。それと、もう一つは、やはりこの計画の中で非常にこだわったのは、みんなと色々な、それぞれの人たちがいろんなことをやらなきゃいけないんですけど、やはり大阪市として何をやるべきかということからは逃げないでほしいと言ったら偉そうですけれども、民も一生懸命やらなきゃいけないところはあるけれども、市がこれはやるべきでしょうということは、強く委員の中からも意見が出て、それを受け止めていただいた形で、言葉の端々にいろいろ出ているなあというのを、今、見え消し版を見ながら感じた次第です。まだまだ議論がし尽せなかった部分と、あるいは今日これを初めてご覧になってご意見がある方の意見を踏まえて形になっていくのですが、私の総括としてはそんなところかなあと思っておりますので。ワーキングのメンバーの方も、まだ言い足りない部分があるかと思しますので、今日の資料についてご意見・ご質問がある方は、どうぞ遠慮なく出していただければと思います。いかがでしょうか。

倉町委員：資料 89 ページですか、88 ページの終わりの方から、「精神障がいのある人が安心して地域で生活するためには、身近なところで必要な時に医療サービスを…」と書いてあります。ここで書いてあるのは、主に精神疾患の病気のことを書いてあるような気がするんですけども、実は、精神障がい者

は、外科でも内科でも歯医者でも、病院で診察を拒まれる例が多いんですよね。そういう問題意識が、少しここに入ったらいいかなあと思いますし、この 89 ページの後ろの真ん中付近に、「これまでも緊急措置入院などに取り組んできましたが、総合病院における精神科医療の特性を生かして…」云々と書いてあります。ここはそういうことも考えて、身体合併症治療のことは書いてありますけども、要するに精神疾患を持った人が医療機関に安心してかかれぬという実態があるということ、ぜひ問題意識として入れていただきたいと思うんですね。それに向けてどうやっていくかは、また議論が大変だと思いますけども。よろしくお願いします。

三田座長：ありがとうございます。もしかしたら、坪井委員からもこんな意見が出ていたような記憶がありますが。こころの健康センターの方ですか、お願いします。

松本こころの健康センター課長：坪井委員の方から同じような意見がございまして、一般病院との連携というのを各論のところに入れさせていただいたんですが。ページ数はちょっと確認させていただきます。

三田座長：94 ページですかね、下の辺りに。

松本課長：そうですね。傍線で書かせていただいているところで、94 ページの下から 2 行目のところで、やはり一般病院との連携が必要ではないかというご意見をいただきまして、ここにそういったことを記載させていただいております。

倉町委員：ありがとうございます。ただ、94 ページまで読んだら少し入ってるねというんじゃなくて、この「現状と課題」のところやはりそういう問題意識があるというのを、ぜひ明記していただきたいと思うんですけども。よろしくお願いします。

三田座長：では、ご意見としてということですね。ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

古田委員：いろいろ意見を言わせていただいて、まあまあ、その結果、いい文章ができたんじゃないかと思っております。まださらに意見を言うのは心苦しい面もあるんですけども、ちょっと、書き直していただいた部分で、33 ページ。ちょっと、やはり表現がわかりにくいかなあとと思いますので、一つ意見をまず言わせていただきます。33 ページの部分、結構文章が長くて、「また、虐待を受けた障がいのある人が…」からの文章なのですけども、「社会資源についての必要に応じた対応や受け皿の確保が可能となるよう、関係機関の連携強化に努めます。」という文章になってますけれども、ちょっとまどろっこしい文章かなあとしまして、「社会資源での対応や受け皿の確保が進むよう、関係機関の連携強化を図ります。」というような感じで、もうちょっとシンプルに書いてはいかがでしょうかというのが一つです。

あと、78 ページのところ、防災のところは結構加筆していただいて、これから全体計画の議論に入

るということですので、ぜひとも、全体計画で、今現在、知的障がいだったら療育Aとか、難病だったら人工呼吸器をつけている人とか、精神だったら1級だけしか名簿作成の対象にならないという問題がございまして、障がい程度が中度でも軽度でも、災害時に支援が必要な人はおられるだろうということで、この間、議論させていただきました。全体計画でどういう風に取り扱われるのか、また議論いただけたらと思います。

それから、83ページのところで、ここは最後までこちらもこだわらせていただいて、この前送っていただいたものからもさらに修正していただいたところですが、市営住宅の建て替えにあたって、既存のグループホームが、建て替えした後の新しい新築物件に入れてもらえないという問題が起こっております。それはやはり、目的外使用という制度があるんですけども、差別的な取り扱いにあたるのではないのかという話になりまして、事業者の希望と提供可能な空き住戸という「空き」と言ったら、また既存の中古物件への誘導になってしまうので、「空き」という言葉を取っていただいて、提供可能な住戸との適合化を図るといふ風にしていただきましたが、今も1件議論中ですが、もう、新築物件への移行を認めていただけるように、ぜひとも住宅課の方で考えていただけたらと思っております。とりあえずその3点、よろしくお願いします。

桑田代理：古田委員ご指摘の、まず33ページの表現につきましては、関係の担当と調整いたしまして、わかりやすい文章ということで検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

尾下都市整備局住宅部管理課長代理：先ほどの古田委員のご質問ですけども、確かに、住宅の建て替えによりましてご退去いただかなあかんというケースが出てくるんですけども、そういった場合には、当然、住宅の状況であるとか、あるいは事業の状態とか、その時々によりまして住宅の提供の仕方が変わることがございます。ですから、個別に判断させていただく必要があると考えておりまして、先ほどありましたように、1件、すでにそういう可能性があるところが実際にございまして、そのことにつきましては今後事業者の方のご意見も十分に耳を傾けまして、それから提供可能な住戸についても十分にご案内できるように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

松本危機管理室課長代理：古田委員の方からのご指摘というかご意見ですけども、確かに基準がありまして、その取扱いとか、今後、全体計画でどう取り扱うのか議論してほしいというご意見だったと思いますけれども、庁内の会議ですけども、大阪市の災害時要援護者避難支援計画全体計画を見直すといいますか、改訂する会議がありますけれども、その中でも、名簿の取り扱いにつきまして、その作成基準の見直しの必要性とかその取扱い、それから障がいの如何にかかわらず、災害時の要援護者情報の把握の方法について議論が必要ということで考えておりまして、その辺は、いつのスケジュール的なものはまだ見えませんが、検討課題として取り扱うこととしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

古田委員：それはまた推進協のメンバーとの会議が持たれるんですよね、全体計画についてどういう風に表記するか。

松本代理：全体計画を作った時もお叱りを受けましたので、福祉局とも連携しまして、福祉局長さんもその会議に入っておりますので、連携しまして取扱いしていきたいと思ひます。

古田委員：そしたら議論の場を10月ぐらいにでも持っていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

三田座長：古田さん、83ページはいいんですか？

古田委員：個々によるという話ですけどね、新築物件に移行させないというのは、もう明らかに差別ですわ。国も、そういう風に言っていないのは明らかですよ。新規の入居であっても、もともとグループホームに入居する人は低所得者が多いから、本来の入居者と一緒だと、だから、特段、別扱いすることはないですよ、国も出していますよね。そういうことを踏まえて、この差別的な取り扱いになるということ、差別解消法はもう施行される時代でもありますので、今回のケースを機に、ぜひとも新築物件への移行をすんなり認めていただけたらと思ひています。これについては、また別途、話はさせていただきますが、福祉とも一緒になって協議させていただきたいと思ひます。

三田座長：はい、ありがとうございます。他の方。はい、高橋委員。

高橋委員：これはワーキング会議の中でも申し上げたんですが、60ページの3行目のところで、「本市職員採用においても、障がい者採用の拡充を行ってきています。」という風に評価されているんですが、これは評価の問題かもわかりませんが、その時も申し上げたように、拡充というのはその枠というか、例えば障がい者手帳がなくても、難病の患者が受験できるとか、そういうことも一切されてませんし、人数的にもあまり大幅に増えてもきていないと、こういう現状の中で、障がい者採用の拡充を行ってきていますという。拡充を行っていくというのならまだしも、百歩譲って今からやっていくということではあるんですけど、拡充を行ってきていますという表現については、率直に申し上げて非常に抵抗がありますので、再考を願いたいというのが一つです。

それからもう一点は、これは先ほど古田委員も言われましたが、78ページの避難行動要支援者の問題で、障がいの程度に関わらずということではあるんですけど、これは今後の議論だと思うんですけど、難病患者の場合も、言われたように人工呼吸器の装着者、それから医療機器への依存度の高い人という表現で今まで言われてるわけですが、そういうことでなくて、それ以外の人たちについても、医薬品を含めて支援が必要だという部分があるわけですから、そういう部分も十分頭においてこれからの議論を進めていただきたいと思います。以上です。

三田座長：60ページについていかがでしょうか。

河野人事室人事課長代理：最初の高橋委員からご指摘をいただいております、障がい者採用の拡充ということで、2回目のワーキング会議でもご指摘をいただいておりますけれども、昭和56年からですね、視覚、聴覚・言語、肢体の障がいのある方で1級から4級の身体障がい者を対象とした職員採用試

験をこれまで実施させていただいております、平成 10 年度からは内部障がいの方も対象ということでございます。これまで採用数で言いますと、271 名の採用ということでございまして、あわせて 26 年度の採用で 3 名の方を採用しているということでございます。法定雇用率の部分につきましても、平成 25 年 4 月に一部改正されて、雇用率の方が 2.1 から 2.3%に引き上げられますということで、大阪市全体で市長部局で言いますと 304 名の方を雇用しております、現在の雇用率が 2.61 ということになっております。あと、知的障がいの方の採用につきましても、長期プロジェクト、短期プロジェクトということで福祉局を中心に対応させていただいております、現在も継続して実施しておるということでございます。ですから、採用の拡充という意味で言いますと、障がいの種別といいますか内部障がいを対象にしたりとかいうことであつたり、人数的なところでの拡充ですね、採用しているということ、あと、職員が採用凍結という期間もあつたんですけども、そういった期間においても採用を続けさせていただいているというようなことで、こういう拡充を行ってきておりますというような表記になっておるということでご理解をお願いしたいと考えているんですけども。

高橋委員：だから、ずっとずっと昔と言ったら変ですけど、前からいえば確かに拡充はされてるけど、最近の状況で言えばですね、内部障がい者だけは採用されてますけど、それ以外の難病患者は一切、手帳がない限りは採用されない問題、それから、人数的にも非常に、それはパーセンテージは法定雇用率をやっているとしてもですね、結局、公的な機関が採用を優先して、率先してやらない限りは、やっぱり進んでいかないわけなんで、その点についてももちろん配慮というか考慮していただいて、今後、この障がい者採用の枠拡大、人数の範疇も含めて枠拡大にぜひとも努力していただきたいということで、たぶん、意見が最後まで一致しないと思いますので、そういうことで終わりたいと思います。

三田座長：はい、乾委員。

乾委員：70 ページにもありますよね、70 ページの就労のところなんですけどね、就労の促進のところの、ウのところ。この部分も、再三、ワーキングでいろんな方から意見が出てたと思うんですけど、やはり、身体の方 271 名採用したとしても、その他の方がいないということは、一般の企業に比較しても遅れてると思います。やはり、きちっと知的障がいの方を職員として雇わないといけないし、それから、平成 30 年の精神障がい者の義務化ということも踏まえてですね、やはり、ここはもう少し前向きに書いていただかないと、この計画はすまないのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

河野代理：乾委員の方からご指摘をいただいております、知的障がい者の採用なんですけども、平成 21 年の 4 月にですね、知的障がい者の方を 1 名本務採用ということで、技能作業をされる分野で採用したということになってるんですけども、それ以降ですね、大阪市におきましては、経営形態の見直しということで、技能職員の分野では職員を採用してなくて、退職不補充ということになっておるまして、知的障がいの方の本務採用ということが、今、現実困難な状況にあります。長期、短期プロジェクトにつきましても引き続き実施をしておるということでございます。あと、平成 30 年度の雇用促進法の改正で、精神障がいの方が法定雇用率の方に入ってくるというようなことでございます。で、今回、促進法の改正内容を踏まえて、国とか他都市の状況、動向も注視しつつ検討を行うということで、修正させていただいておるんですけども、これにつきましては、委員も指摘いただいております知的障がいのある

人を対象とする長期、短期プロジェクトとか、これまでの取組とかも参考としてですね、福祉局とか関係機関と連携しながら、市として検討を進めていきたいという趣旨で書かせていただいておりますということで、ご理解をお願いしたいということなんですけども、よろしくをお願いします。

乾委員：知的障がいの方が作業系しか仕事ができないというのは、間違いだと思いますね。いろんなところに能力があって、それぞれの人で違いますので、そういう限られたところで採用を考えないでいただきたいというのが1点と、それから、やはりですね、もうちょっと計画的な採用に努めますということは書いていただいているんですが、障がいの種別を拡大しながらとか、そういう文言を入れていただきたいなあと思います。

三田座長：要するにですね、ちょっと今ずれてるんですけどね。数的にはとにかく進めることには間違いがないと思うんです。ただ、70ページの方では、まだまだこれから計画的な採用を進めなきゃいけないとか、知的障がいについては検討を行いますと言って、もっといろいろなところで働ける機会と、いろいろな障がいをお持ちの方が採用されるような体制になっているのかというところが、こちらの委員からの意見だと思うんです。なのに、60ページでは「拡充を行ってきています」という、今までやってきたんだと、そうですね。ところが、これでいいんだということなんじゃないかということなのかなあと思うんですけど。つまり、今の状況を全く否定しているわけではないんですが、この障がいはこの仕事しかないとか、あるいは、知的障がいといってもいろんな方がいて、それぞれいろんな働ける場所をまだまだ開拓していかなくちゃいけないということをどこかに書かないで、今までもうやってきていますというのでいいのかということでもいいですか？はい。それを私も感じたので。今の数で言われたらそうなんです。そういう話じゃないんです、全然。もっともっと、仕事、働くというのはどういうことかというのをもっともっといろいろな可能性をみつけてほしいというのが、委員からの意見なんです。いかがでしょうか。

河野代理：ご指摘いただいたいろんな可能性を検討しながらということで、進めていきたいと考えております。文章の表記とかにつきましては、また福祉局とかとも調整しながら検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

三田座長：すみません、ありがとうございます。はい、他の方、いかがでしょうか。

福田委員：やはり第3章の地域で学び働くためにということで、59ページに書いてありますところで、発達障がいのところをだいぶ削られてるんですが、一般の方が読まれると、こういうところが書いていないと、どうして支援の体制が必要なのかということがちょっとわからないのではないかと。大人の発達障がいになりますと、精神手帳を取ることになりますし、その手帳を取ることに、やはりご家族の方もなかなか取ることに対してご理解がない時もありますので、こういった文章があった方が、私たち、ちょっと言いやすいのではないかなあと思います。小さい時から早く発達障がいのことがわかった方は、案外と知的の療育手帳を取る方も多いので、こういったことにしましては家族支援を療育のところで書いていただいているのであれなんですけども、高校、大学と、そういったところでわかった場合は、こ

のことでニートになられる方もいらっしゃるのですが、もうちょっとこの辺の文章を、簡潔でもいいですから、ちょっと書いていただけないかなあとと思います。よろしくをお願いします。

三田座長：一つずつ行きましょうか。これはどうしてカットしたんですか。お願いします。

河合発達障がい者支援担当課長：意図的に削ったということではなくて、相談する人もいないまま孤立していくケースが多くありますっていうのが、かなり一面的な決めつけになる恐れがあるので、もう少しポジティブに在学中から早く気付くってところをやっつけていかなければいけないっていうことを書く形に転換しようということとさせていただいたんですけども、確かにそういう、大人になってから発見される方があることに関しての記述が欠落しているというご指摘も、そういう一面もあるかなというのがありますので、表現については、また中でもう一度検討してまいりたいと思います。

三田座長：はい、ありがとうございます。井上委員。

井上委員：最後のワーキングで、だいぶこう意見を言わせていただいて、障がい児支援の充実、39 ページのところ、だいぶ文章を調整していただいたんですが、40 ページのですね、放課後デイサービス事業のところ、スパンと消されてるんですよ。これはまだ放課後デイサービス、いろんな議論もありますけど、まだまだ不足しているということが一つと、放課後総合プランとの関係も含めてですね、やっぱり放課後の居場所の問題というのはまだ課題としては大きいものがあるので、その部分だけは少し活かしていただきたいなと思うんです。拡充の問題でね、増やしていただけたらなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

松村障がい支援課長代理：この障がい児支援の関係につきましては、いろいろとご意見たくさん賜りまして、反映させていただいてきたつもりなんですけれども、放課後等デイサービスにつきましては、この部分ではなく、教育の方、68 ページの方ですね。こちらの方に放課後活動等の充実、67 ページの下、ウで放課後活動等の充実というくだりがございまして、その中でチョコボ 3 つ目、放課後等デイサービス事業としてという記述がございまして。この中できちっと、そういう居場所ということで、今後も推進していくとともに、今すごい勢いで事業所が増えてはいるんですけども、その内容の充実も踏まえて、きちっとしていくべきだというご意見をこちらの方で反映させていただいているところなんですけれども、いかがでしょうか。

井上委員：だとしたら、ここの 67 ページのところは、この放課後デイだけではなくて、放課後総合プランの策定の問題も、いわゆる放課後事業の関係ですよね。いわゆる学童って呼ばれるところの関係もあるんじゃないかという風に思うので、それだったらここにはそれも含めて、計画的なっていうふうなものを入れていただいた方がいいんじゃないかと思いますが。

松村代理：同じくだりの中で児童いきいき放課後事業等と学童等のことも入ってはございますけれども、もう少し記述が必要ということでしょうか。

井上委員：総合プランのことは当然検討されていくんですよね。

松村代理：まだ、ちょっと現在では、まだですけども。今後、はい。

井上委員：そのこともあるので、ちょっとその辺ですみわけをしっかりとしないと、中々けっこう難しい部分があるのかなと思うんですけども。放課後総合プランという形で統合しようというような動きになって、その中で障がい児が入れるかは入れないかっていうのが、けっこう問題になってましてね。堺市もえらいことになったりしてるんで。

松村代理：すいません。確かに放課後総合プランのことはございますが、今後これからの議論ですので、いまだという風に入れていくかっていうのは、まだちょっと難しいところがございますので、念頭には置いてしっかり連携して検討してまいりたいと思いますので、そこをご理解いただけましたらと思います。よろしく願いいたします。

三田座長：はい、ご理解したようです。はい、倉町委員。

倉町委員：精神障がいの関係で、先ほど94ページの下の方で、かなりこの辺触れたよとおっしゃったんだけど、やっぱりこの部分読んでみますと、ほとんど精神科医療の問題ですよ。私が言ったのは、精神科以外の治療の問題、そういうところがなかなかオープンにならないというようなことを言っているわけです。大阪府で2～3年前に歯科診療について、障がい者全体を対象にやったことがあるんですよ。ああいうのがあると、非常に助かるんですよ。それを書いてくれっていう意味じゃないんだけど、やっぱり一般の治療が受けられるようなことに向けて、工夫が要るといいますか、その辺の呼びかけとかいろんなものについて、もう少し欲しいなど。ここでは救急医療のことしかほとんど書いてませんからね。94ページでは。以上です。

三田座長：書きにくいところかもしれませんが、いかがでしょうか。

松本課長：ご指摘のとおり、あると思います。ただ一般科の方で、たしか古田さんの方からもよく断れるケースがあってというような話がありまして、一般病棟との連携とこのを入れたんですけど、ただ一般病棟の方からしましても、断ってないよ、ちゃんと見てるよというような反面もございましてね、その点につきましては、ちょっと書き方工夫しながら、福祉局と相談いたしまして、考えてみます。どうぞよろしくお願いいたします。

倉町委員：よろしくお願いいたします。

古田委員：1点だけいいですか。今の倉町さんの意見は是非よろしくお願いいたします。それとあと精神に関連してちょっと忘れてたんですけど、51ページのところでですけども、府の答申と認識を一にして

いうところを消してるんですけど、これはなぜ。認識を変えはったわけじゃないですよ、まさか。51ページの上から何行目やろ、10行目ぐらい。この答申と認識を一にし、これは府の答申ですよ。社会的入院はもう人権侵害だっていう重要な言葉ですよ。それとの認識を一にしてるところをわざわざ消してはるのは、これは問題かなと思って。

松本課長：府との認識を一にしていけないということではございませんでして、全体の文言の並び方によりまして、ちょっと整理をさせていただいたんです。ですからもともとの話は答申と一にして、ですから、進めていきますよ、差別はいけないんですよということを書いてあるんですけど、そうじゃございませんでして、今回は障がい者権利条約の文言を入れさせていただきましたので、ここの点について触れさせていただいて、当然この点につきましては府も市も認識は一つにしていますので、そういった意味でこれを入れますと、ちょっと何か。

古田委員：ほなら、その前の人権侵害として考慮されなければならないと示されており、大阪市としてもその認識と一にしておりますみたいなどころに加えたらいいんじゃないですか。ちょっとこれは大事なところとして、府はそういう風に定めて、市もそれやと、同じなんだと何度も確認してきたところなんで、これが消されるのはどうかなということでした。

松本課長：わかりました。この点は認識としては一緒でございますので、あと表現の方法だと思いますので、ちょっとまた検討させていただきます。

三田座長：はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

山内委員：地域自立支援協議会の部分はだいぶご意見入れていただいてありがとうございます。その時に思ったことでもあるんですけど、いま改めて全体を見たときに各区で、ここでは差異というような表現の仕方がしてあるんですけど、そういうことが支援計画、それから福祉計画全体が、やっぱり実現されていくのは各地域といいますか各区の中だと思いますので、そういう風なことをどっか書いといた方がええんかなと、ざっと全体を見たときにちょっと感じたんです。それで目次にそういう項目を起こすのかどうかというのは、そこまではよう提案はしませんけども、やはり実際に言うたら各行政区の中で仕事に追われて、こういう大阪市全体が目指しているものというのが十分に、そこらへんになったら、各区の中で区長さんであったり、幹部クラスになるかと思うんですけども、そういう方たちの中にきちんと降りていくといいますか、そこでやっぱり計画が地域の中で生きていくということになりますんで、ちょっと大まか過ぎて申し訳ないですけど、文言みたいなものを総論の中にどっかに入れた方がええのかなというのを感じまして、それをさせていただくかどうか別にして、自立支援協議会のことでいろんな区での差異がないようにしていかないと、私がいます東淀川区、隣の淀川区、それから西淀川区でもいろいろ違ったりしてきますんで、そこをまあ底上げをしていけるような形で、計画の精神を地域の中で実現するためとかね、そういう表現になるんかなと思うたりするんですが、それが一つ感じたことです。あともう一点は先ほど危機管理の松本代理さんが言われたことに質問なんですが、いま検討をね、なんかされてるというお話を、庁内でっていうお話だったんですけども、それは要援護者名簿づくりを、

今やったら割と各区ごとにいろんなやり方でやってはるんですけども、大阪市全体として、例えば危機管理やったら危機管理が音頭をとって、全体としてやっていくという方向性があるんでしょうか。っていうちょっと、もしわかればと。以上です。

桑田代理：まず1点目の相談支援のところ。とりわけ地域自立支援協議会のところのご指摘でございます。総論の部分ではですね、コンパクトに主旨をまとめるということで、あまり個別課題につきまして記述するというのがですね、全体構成的になかなか難しいところはありますけれども、例えばですね、総論の5ページのところで地域での自立生活を推進というところで、ともに支えあう社会という大きな理念のもとにですね、それにかかわる相談支援の部分も含めてですね、推進していくというところの理念につきまして、考え方そのものにつきましては総論のところで相談支援の部分の主旨も踏まえてですね、謳われているのかなと考えております。総論のところでは限られてはおりますが、各論のところに移りまして32ページから33ページのところで、地域自立支援協議会の活性化というところでございます。こちらはその前のページの相談情報提供体制の充実からですね、基幹相談支援センターに関わる課題の部分からずっと関連してずっと繋がっていく中でですね、32ページのところで自立支援協議会の活性化ということで、特に32ページの中段から下段のところ、区地域自立支援協議会はというところにつきましては、この間かなりワーキングにおきましても、委員の皆さまからのいろんなご意見も頂戴しまして、だいぶ書きこんでるかなと思っております。区だけではなくてですね、当然、市の地域自立支援協議会とどう連携していくのかということもご指摘ございまして、そこは33ページの上段にかけましてですね、市の地域自立支援協議会につきましてもですね、例えば大きな施策についての検討ということで、ともすれば限られた時間の中で、経過報告で大半の時間が費やしてしまう傾向ありますけれども、そうではなくてですね、中身の議論のところ、しっかり時間を確保してというようなところも意見がありましたので、今後ともそれを踏まえて、数字にしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

松本代理：山内委員の方からのご質問ということですが、先程申しました庁内会議での課題としているということの中身のことかなと思っておりますけれども、先ほど古田委員からご意見いただいたところでお答えさせていただいたのは、行政名簿のあり方というか、基準の見直しの必要性とかですね、について検討課題としているということでお答えさせていただきました。区で独自でいろいろな名簿の作成作業というのをされているようですけども、区の方からもですね、行政名簿の取り扱いについて、ちょっと煩雑になり過ぎてるといご意見がありますので、例えば現在でしたら関係局からいただいた名簿をUSBに落としてですね、それを区役所に渡して、それで名簿を作るというようなことで。あと、それでやりますと、手間と更新の関係がですね、結構煩雑になるということなので、そういったシステム、もっと簡単にできるシステムを考えれないとか、そういったことを課題としているということで、現状があります。よろしくお願いたします。

山内委員：ちょっと言葉足らずやったと思うんですけど、計画全体をね、各行政区の中で24区ですね、もっと実のあるものにしていくというふうな意味合いで言ったつもりでして、自立支援協議会でっていうことではなかったんですが、そういうような市全体としてこういう方向を向くというのはいいんです

けども、これを別に各区の福祉計画を作れとかそういうふうには思いませんが、実際に地域の中でそれがバラツキなくと言いますか差異なく実現をしていければと、まあ特徴はあると思いますけど、そういうふうなところへんをなんかどっかに書けたらいいのかなというふうに思っただけで。自立支援協議会の方はだいぶ加筆していただきましたので、大変ありがとうございますということです。以上です。

三田座長：ちょっと待って。今の山内さんのは終わり？もういいの？いいの？ちょっと最後まで私よくわかんなかったんだけど、とにかく区によってバラツキがあったりとかってということじゃなくってってということですね。

山内委員：目次を見たときに思ったんですけども、支援計画と福祉計画が市全体としてはあるんですけど、実際に実務的に動いて、なんか動くのは各行政区・24区になっていくのかなという、一番身近でいうたらね、地域のね。ですから、まあ要するに区の職員さんとか区で活動してる自立支援協議会の人たちが福祉計画のこと、よく知らずにやってもしやあないっちゃうか、平たく言うたら。それを知って動く連動していくのではないかなというだけの話で、そういうふうな方策というか、ものをなんか。

三田座長：思いはわかったんだけど、どこになんて書くか言ってくれないとわかんない。

山内委員：そこまではよう言いません。項目を一つ増やせとか、いまさら言えないなと思ってます。

中島課長：この計画は大阪市全体の計画でございますので、当然区役所もこの計画に則ってやっていただくということでございます。当然局の担当者だけではなくて、区の方にもきちっと周知をさせていただいて、大阪市は向こう3年これでいくんだということで、きちっと区の方にもご説明させていただきたいと思っておりますので、これ大阪市やから局だけとか、そういうことではありませんので、オール大阪の、区も含めての計画でございますので、そういう意識を持っていただくようには、きちっと周知させていただきたいと思っております。

三田座長：よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、山中委員をお願いします。

山中委員：計画の全体構成について、ご質問というか、ちょっとお聞きしたいと思います。資料4にもございますように、大阪市の障がい者支援計画と障がい者の福祉計画ということで、一体的に策定するというようなことになっておるんですけども、資料4の目次を拝見しますとですね、5ページのところに第3部で第4期の大阪市の障がい福祉計画という言葉が出てくるんですけども、目次の中で障がい者の支援計画という言葉がどこにも見当たらないので、第1部の総論と第2部の各論がこの支援計画にあたるのか、全体をこう支援計画と捉えられているのか、ちょっとその辺を確認したいと思います。

中島課長：まず、この構成、先ほど支援計画と福祉計画を一体的にというお話でございますけども、この計画を作るときに、支援計画と福祉計画、これ実は根拠法令が違うもんでございます。支援計画の方は障害者基本法に基づく計画、障がい者福祉計画というのは、いろんな福祉サービスの必要量とか見込

量を書いています計画ということで、少し法律根拠が違うんですけども、ただ内容的にはいろんな福祉サービスと色々な大きな施策というのはやっぱり関連性がございますので、それを一体的に作った方がいいだろうということで、前回の計画から一体的にさせていただいております。この総論といいますのは、大阪市の支援計画・福祉計画全体に関わってくるものと思っていただければいいかと思っておりますけども。たぶんこの総論という書き方と各論という書き方で、どこにどう関わっていくのかとか、その辺が少しわかりにくいのかなというご意見かと思っております。総論と言いますのは、昔、支援計画の中に総論というのがありますね、これと各論と2部構成になって、それを踏襲してるので、少しわかりにくいかと思っておりますけども、この総論と言いますのは、どちらかと言いますと支援計画・福祉計画全体に関わっていくものと。で各論というのを見ますと、支援計画に関わってのということでございますので。その辺わかりづらいというところにつきましては、ちょっと検討させていただいてよろしいですか。

三田座長：はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。藤森委員、先ほど何かありましたでしょうか。よろしいですか、ご意見・ご質問。

藤森委員：ああ、はいはい。

三田座長：そうしましたら、他の方はよろしいでしょうかね。いろいろご意見いただきましてありがとうございます。またこれを踏まえてですね、微修正と言いますか、わかりやすくまたまとめていただければと思います。それでは続きまして、障がい福祉計画となる第3部部分について、資料6に基づいて事務局から説明をお願いします。

【福祉計画（第3部）、参考資料について】

桑田代理：【資料6に基づき、第3部を説明、引き続き資料7に基づき参考資料を説明】

三田座長：はい、ありがとうございます。またこれも量が多いんですけども、今の説明でここがちょっとわかりにくいとか、これはどうなってるというようなご意見・ご質問なんでもけっこうですけども、いかがでしょうか。はい、古田委員お願いします。

古田委員：資料7の113ページのところは、いまおっしゃっていただいたところを修正いただいたところなんですけれども、グループホームの倍率1.5倍が、この前の、修正前の数字をもとに計算されてると思われまので、そこが1.3~1.4倍になるはずなんで、ちょっと修正が漏れていますので、よろしくをお願いします。それとあと地域移行の方が238人なんですけれども、16.4%の移行になると思いますんで、ちょっとその旨も書き加えられたらお願いします。施設入所者数の削減も4%+αになってますけど、5%ぐらいにはなってるかと思えますんで、そこもちょっと変えたら変えといていただけたらなと思います。それとあと143ページの、ちょっと細かくて申し訳ないんですけど、143ページですね、第3期計画の進捗状況のところ、施設入所者数、こちらの方では削減となっていて、2行目ですね、上から2行目。

ま、こんだけの数削減するんでもないんで、これは入所者数の方を表してるんで、その辺さっきの絵とちょっと齟齬をきたすんで、そこも修正をお願いしたいと思います。以上です。

三田座長：はい、いかがでしょうか。

桑田代理：数値の記載誤りにつきましては、申し訳ございませんでした。さらに現在ご指摘いただいた部分、グループホームの倍率等ですね、もう一度見直しまして、数値確認をさせていただきます。失礼いたしました。成果目標の部分につきましては、パーセンテージがそれぞれわかるようにということで、地域移行の分も含めまして、表現の方改めるべく検討させていただきます。また、143ページの第3期のところでございますが、確におっしゃるように、この数がすべてということではなくて、施設入所者数の変遷ということですので、誤解のないような表現ということで検討させていただきたいと思います。

三田座長：はい、ありがとうございます。他の委員の方いかがでしょうか。もうよろしいですか。あら珍しい。珍しいなんて言っちゃあれですけど。いいんでしょうか。ご質問もないですか。数字は修正されれば確かにいいかなと思いますけど。ちょっと時間があるのでどうぞ。

古田委員：時間があるんで。さっきの数字の表の113ページのところですけど、指定相談支援の数は7,400人に修正されたんですけども、結局これは計画相談と地域移行と地域定着の数の積算ということになるんですが、児童の相談支援、児童の計画づくりですね、それについてはもう入れないでもいいんでしょうか。その辺だけちょっと教えてください。

桑田代理：113ページの表の指定相談支援のところに児も入れる形で、込みで表現するかどうかというところでございますが、大阪市のサービスの供給体制の全体の見通しの表でございますので、考え方としてはそれも含めてもよいのかなと思っております。ちょっと事務局の方で整理いたしますが、それがわかるような形で整理したいと思います。

古田委員：児も入れたら、たぶん8,350人になると思いますんで、できたらそっちの方を採用してください。

桑田代理：はい、わかりました。

三田座長：はい、他はよろしいでしょうか。じゃあ、井上委員。

井上委員：この第4期のね、福祉計画についてちょっと進め方の問題で、88ページの(3)のところに計画の分析・評価っていうことで、PDCAサイクルでやっていきますっていうこと書いてあるんですが、具体的にはどんな形でやられるんでしょうかね。なかなかそのイメージがつかめなくて。1年に1ぺん、またこう集まって分析・評価をやっていくということなんですか。

桑田代理：P D C Aサイクルについて、具体的にどのように進めていくのかというご質問でございます。今回の国からの指針で初めてP D C Aサイクルという考え方が出てきましたので、具体的にどうするかという部分につきまして、国の指針を読んでもですね、なかなか見えないところが実際にはございます。ただですね、この間、こちらも反省も含めてでございますけれども、こういう推進協の場で、例えば大阪市障がい福祉計画の進捗状況ということで、それぞれの障がい福祉サービスなどの数値の進捗状況、伸びてるのか伸びてないのか、等についてはご説明はさせていただいておりますけれども、ともすれば時間の関係もあって、そこで会議としては終わりがちなのかなと。なぜ伸びてないのかとか、なぜ予想以上に増えてしまったのかとかですね、そういう部分の理由がですね、地域の様々な社会資源の問題もあるでしょうし、報酬も含めた根本的な、大阪市だけでは解決できない問題もあるでしょうし、そういったところについて、議論を深めていくと。少しでも改善していくには、どういった知恵があるのかということについて、私どもも委員の皆さまから意見を、アイデアを頂戴したいと。そういうふうなことを議論していくことによって、P D C Aサイクルを回していくのかなというふうに思っておりますので、またよろしくお願いたします。今後の推進協の資料づくりということで留意して考えていきたいと思っております。

井上委員：そしたら、基本的にこの策定部会とか、この部会を残して、そこへ逐次その報告をして議論していくという形ですか。

桑田代理：少なくとも進捗状況で何件でしただけで終わるのではなくて、なぜ伸びてないのかとか、例えばそういうような理由をですね、事務局としても分析してお示しするとか、こういう理由じゃなくてこういうまた別の理由もあるのではないかとか、そういった部分を深めていけたら、P D C Aサイクルの主旨にもつながるのかなと思っております。

井上委員：はい、わかりました。

三田座長：ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。そうしましたら、本当にないようですので、今いくつか意見、文言の修正とか数値の修正とか、あとはいくつか要望ということでありましたことは、微修正というか修正をさせていただくという前提で次期の計画素案については一応了承という扱いでよろしいでしょうか。はい、ということでどうもありがとうございました。そういう扱いにさせていただければと思います。ということで、本日予定されてるものがすべて終わったかと思っておりますので、事務局にお返ししたいと思います。

中島課長：委員の皆さま方におかれましては、本日も長時間にわたりまして熱心なご審議ありがとうございます。また、この計画策定にあたりましては、三田座長をはじめといたしまして、ワーキングの委員の皆さま方には10回にわたりまして、熱心なご審議をいただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。今日、いただいた意見を踏まえまして、改めて修正を加えまして、策定の今後のスケジュールでございますけれども、来月の10月27日に施策推進協議会の親会議を開催いたしまして、12月のパブリックコメントを経まして、最終の案を取りまとめてまいりたいと考えております。この部会につきま

してはパブリックコメントを踏まえまして、来年の2月に改めてこの部会を開催させていただきまして、最終のご審議をいただきたいというふうに考えておりますので、引き続き委員の皆さま方にはよろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございました。